

奈良市エンゼルサポート事業（サポーター派遣業務）委託事業者募集要項

1. 目的

奈良市エンゼルサポート事業（以下、「本事業」という。）は、様々な理由により子の養育に関する支援が特に必要であると判断した家庭又は出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、育児、家事等（以下、「家事等」という。）を行う者（以下、「サポーター」という。）がその居宅等を訪問することにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するものである。

このため、本事業において家事等の支援を提供することができる事業者を広く募集する。

2. 事業概要

(1) 業務名

奈良市エンゼルサポート事業（サポーター派遣業務）

(2) 委託金額

① 事前訪問 1件当たり2,200円（消費税及び地方消費税を含む）

② 家事支援

ア 奈良市エンゼルサポート事業実施要綱（平成30年告示第486号）第12条に掲げる利用負担額（以下、「利用負担額」という。）の支払が生じる場合

1時間当たり2,800円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 利用負担額が生じない場合

1時間当たり3,300円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 実施場所

利用者の居宅及び利用者が支援を必要とする場所

3. 対象者

家事等の支援が特に必要であり、次に掲げる要件をすべて満たす家庭の児童及びその養育者で市が必要と認めた家庭とする。

(1) 市内に住所を有する家庭

(2) 同居人、親族若しくは知人からの支援又はその他の子育てサービスの利用が困難な家庭

(3) 次のいずれかに該当する家庭

① 出産、子育てに対して不安、負担感等を抱え、家事等が困難な妊婦のいる家庭

② 小学校就学前の子を養育する保護者（里親を含む。以下同じ）のいる家庭であり、次のいずれかに該当する家庭

ア 養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間において、子育てに対して不安、負担感を抱え、家事等が困難な家庭

イ 家事等が困難で、かつ、児童虐待のおそれがある家庭

ウ その他市長が特に子の養育の支援の必要があると認める家庭

4. 事業の実施依頼

サービス利用希望者から利用申請があり、市長がその利用を決定した場合において、エンゼルサポート事業（受付調整事務）の受託事業者（以下、「受付事業者」という。）は、利用者の希望するエンゼルサポート事業（サポーター派遣業務）の受託事業者（以下、「派遣事業者」という。）に対し、実施依頼の連絡を行うものとする。

5. 支援内容

派遣事業者は、保護者の養育負担の軽減を目指し、家庭の状況に応じて以下に示す家事等の必要な援助を行う。なお、訪問時には保護者が在宅していることとする。

- ① 食事の準備及び後片付け
- ② 住居の掃除又は整理整頓
- ③ 被服の洗濯
- ④ 生活必需品の買い物
- ⑤ 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴の補助
- ⑥ その他事業の実施に必要な支援

※ 詳細は、別紙「奈良市エンゼルサポート事業（サポーター派遣業務）仕様書」を参照すること。

6. 実施要件

派遣事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) サポーターとして派遣可能な従業者を有していること。
- (2) サポーターは、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ① 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修修了者若しくはそれに準じた資格を有する者又は市が適当と認める研修を修了した者
 - ② 次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、またその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

- ③児童福祉に理解と熱意を有する者
- ④家事等に関する援助を適切に実行する能力を有する者
- ⑤各機関と連携し、対象家庭の子の安定した養育に寄与できる者
- ⑥年に一度、胸部X線の検査を受けて、異常がない者
- ⑦必要な研修を受け、資質向上に努められる者

7. 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日

8. 応募資格

次の項目に掲げる資格をすべて有する者とする。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できる団体（法人）等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 募集開始日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成15年奈良市要領）又は奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成8年奈良市要領）に定める入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 奈良市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない団体であること。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であるもの
 - ② 代表者又は役員が暴力団員等であるもの
 - ③ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (9) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対をすることを目的とした団体でないこと。
- (10) 特定非営利活動促進法（平成10年号外法律第7号）第12条第1項第3号イ及び同号ロに掲げる団体でないこと。

- (11) その他法令等に違反する団体でないこと。
- (12) 本事業の実施に当たり、障害者総合支援法又は介護保険法に基づく指定基準を遵守していること。

9. 応募方法

(1) 応募書類の配布

- ① 配布場所 奈良市子どもセンター子育て相談課
- ② 配布時間 子どもセンター開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 応募書類の提出

① 提出方法

郵送または持参すること。なお、持参する場合は、あらかじめ事業担当課に電話連絡のうえ、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに持参すること。

- ② 提出場所 奈良市子どもセンター子育て相談課

(3) 業務開始までの流れ

- ① 申請
- ② 書類審査・現地調査
- ③ 審査結果通知
- ④ 業務開始

※ 申請から審査結果通知までの期間は、1ヶ月程度を予定

(4) 応募書類

- ① 奈良市エンゼルサポート事業業務委託事業者申請書（第1号様式）
- ② 奈良市エンゼルサポート事業業務委託事業者申請にかかる誓約書（第2号様式）
- ③ 事業者概要（第3号様式）
- ④ 奈良市エンゼルサポート事業実施事業所の概要（第4号様式）
- ⑤ 家事・育児支援事業の実績（第5号様式）
- ⑥ 事業実施体制確約書（第6号様式）
- ⑦ 定款、規則（会則）など事業者概要のわかる書類のコピー（任意様式）
- ⑧ 各サポーターの資格証の写し及び研修受講の確認ができるもの

※ 令和4・5年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でない場合は、次の⑩及び⑪の書類についても提出してください。

⑨ 納税証明書の写し

・奈良市内の業者（奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）

[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の法人市民税及び固定資産税（申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）についての納税証明書

- ・奈良市外の事業者〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕

その3又はその3の3

- ⑩ 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの。）
- ⑪ 印鑑登録証明書（原本）（発行後3ヶ月以内のもの。）

※ 選考に当たり、追加書類の提出を求めることがあります。

(4) 応募上の注意事項

- ① 申請に要する経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出された書類については、奈良市個人情報保護条例（平成21年条例第51号）の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開することがある。なお、提出された書類については、返却しない。
- ③ 応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- (1) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

11. 審査及び結果の通知

応募書類等により審査を行い、委託事業者を決定する。なお、審査の結果は応募者に通知する。

12. 事業の実施

審査において承認された事業者は、市長との間で委託契約を締結し、事業を実施することとする。

(1) 委託契約

市長との間で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を締結する。

- ① 事業内容
仕様書に規定された事業内容とする。
- ② 見積書の提出
委託契約の締結をするため、事業に係る経費の見積書を提出すること。
- ③ 委託料の支払
各月の業務終了後、市は、業務完了報告書及び実績報告書の提出を受け、完了確

認の後、委託料を支払う。

④ 事業の再委託の禁止

事業の一部又は全部を他の団体や個人に再委託することは禁止する。

(2) 事業実施

委託契約の締結後、契約内容に基づき事業を実施すること。

(3) 個人情報保護

- ① 委託業務の実施において、個人情報を取り扱う場合は、次のとおり個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、奈良市個人情報保護条例（平成 21 年奈良市条例第 51 号）、奈良市個人情報保護条例施行規則（平成 21 年奈良市規則第 79 号）及びその他の関係法規等を遵守するものとする。

ア 秘密の保持

派遣事業者は、委託業務の実施において知り得た個人情報を正当な理由なく他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

イ 委託の禁止

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、市の指示又は承諾のあるときは、この限りでない。

ウ 目的外使用等の禁止

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、市の指示又は承諾のあるときは、この限りでない。

エ 複写及び複製の禁止

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、市の指示又は承諾のあるときは、この限りでない。

オ 事故報告義務

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、速やかに市に報告し、その指示に従わなければならない。

カ 返還義務

派遣事業者は、委託業務に係る個人情報を本業務完了後、速やかに市に返還しなければならない。

- ② 前号①のア～カの規定に基づき、派遣事業者は個人情報保護の規定の整備に努めなければならない。

- ③ 個人情報の保護については、委託期間が満了し、若しくは委託を取り消された後においても遵守するものとする。

13. 契約の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することがある。

- (1) 派遣事業者が業務に関する契約に違反したとき。
- (2) 派遣事業者が管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき。
- (3) 派遣事業者が業務に関する契約を履行することができないと市が認めたとき。
- (4) 施設の廃止等により契約をする必要がなくなったとき。
- (5) 派遣事業者又はその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき。

14. 事業担当課（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

奈良市柏木町 263 番地の 2

奈良市子どもセンター子育て相談課

電話 0742-34-4804 FAX 0742-34-4817

メール konnichiha-yoiku@city.nara.nara.jp